

市川市いじめ防止基本方針の改定について

現 行	改 定 後
<p>(1) いじめの防止に係わる組織 <u>関係機関及び学校との連携を図りいじめの防止を推進する組織は、「市川市学校警察連絡委員会」と活用する。</u> <u>市川市ではこれまでも、いじめを含む児童生徒に係る諸問題について、情報を共有するとともに、諸問題の早期解決及び拡大防止のために、学校と警察による連携・情報共有を行っている。法の理念を踏まえ、この学校警察連絡委員会の組織を拡充し、学校、警察、教育委員会、人権擁護委員会の連携により、学校で起こる諸問題とりわけいじめの防止に努める。</u> <u>なお、この委員会は、法律第14条に規定する「連絡協議会」に代わるものである。</u></p> <p>(2) いじめの防止等に関する取組 ア～ケ (略) —</p>	<p>(1) いじめの防止等に係わる組織 ア <u>市川市いじめ問題対策連絡協議会</u> <u>法第14条第1項の規定に基づき設置する連絡協議会。学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他のいじめの防止等に係る機関及び団体の連携推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図る。これらの関係者による15人以内の委員で構成する。</u> イ <u>市川市いじめ防止対策委員会</u> <u>法第14条第3項の規定に基づき設置する教育委員会の附属機関。教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための対策その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議するとともに、法第23条第1項に規定する組織としていじめの重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。学識経験者による5人以内の委員で組織する。</u> ウ <u>市川市いじめ問題再調査委員会</u> <u>法第30条第2項の規定に基づき設置する市長の附属機関。いじめの重大事態が発生した旨の報告を教育委員会から受けた場合において、市長が必要と認めたときは、学校又は教育委員会の調査結果について再調査を行う。学識経験者による5人以内の委員で組織する。</u></p> <p>(2) いじめの防止等に関する取組 ア～ケ (略) コ <u>学校からいじめ問題の報告があった時は、「市川市いじめ</u></p>

6 重大事態発生時の対応

- (1) 重大事態が発生した場合、学校は市教育委員会に報告し、市教育委員会は市長及び県教育委員会に報告する。
- (2) 報告を受けたい教育委員会は、義務教育課「学校安全安心対策担当室」及び指導課において調査を行う。
- (3) 市教育委員会は、義務教育課「学校安全安心対策担当室」及び指導課による調査結果を市長に報告し、調査結果を踏まえた対応・措置等を行う。報告を受けた市長は、必要と認めるとき、総合教育会議において協議する。

※義務教育課「学校安全安心対策担当室」及び指導課による、調査機関としての機能
市川市ではこれまでも、いじめなどの重大事態が生じた

対応ガイドライン」(令和2年4月9日策定)に基づき、迅速かつ適切に対応できるように、学校に対し、必要な指導、助言及び支援を行う。

6 重大事態発生時の対応

- (1) 重大事態が発生した場合、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。
- (2) 学校又は教育委員会は、組織を設け当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。調査主体を学校とするか、教育委員会とするか、また、専門的な知識、経験を有する第三者等を加えるか、第三者のみで構成する組織(「いじめ防止対策委員会」とするかなど、教育委員会が判断をする。
- (3) 教育委員会は、調査の結果を踏まえて当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。また、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、事実関係等その他必要な情報を適切に提供する。
- (4) 市長は、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、専門的な知識、経験を有する第三者等で構成される「いじめ問題再調査委員会」を招集し、学校又は教育委員会による調査結果について再調査を行い、調査の結果を踏まえて必要な措置を講じる。

場合、調査分析を行い、必要な指導助言を行ってきた。今後は、調査の中立性を確保するため、第三者たる学校問題対策員（医師・弁護士・大学教授）を活用し重大事態に対処する。

【重大事態の定義】

重大事態とは、次に掲げる場合を指す。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態とは、次に掲げる場合を指す。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。